

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料(令和3年4月1日～)

1 認定申請手数料 (法41関係)

○ 手数料は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合
 - ・住戸の部分のみ (一戸につき) : 区分「1」
 - ・住棟全体 : 区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ (一戸につき) : 区分「1」
 - ・非住宅部分のみ : 区分「3」
 - ・建築物全体 : 区分「2」 + 「3」

【表1】基本額

区分	対象	床面積 (※1)	評価建築物 (※2)	簡易評価法建築物 (※3)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,120円	20,400円	38,760円
		200㎡超 ～	6,120円	21,420円	42,840円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	36,720円	77,520円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	22,440円	64,260円	129,540円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	51,000円	115,260円	219,300円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	89,760円	174,420円	314,160円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	134,640円	310,080円	608,940円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	205,020円	527,340円	1,080,180円
		50,000㎡超 ～	311,100円	929,220円	1,991,040円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	97,920円	255,000円
		300㎡超 1,000㎡以下	18,360円	124,440円	319,260円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	30,600円	163,200円	412,080円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	89,760円	264,180円	587,520円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	142,800円	345,780円	724,200円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	179,520円	415,140円	855,780円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	224,400円	486,540円	976,140円
	50,000㎡超 ～	314,160円	630,360円	1,216,860円	

※1 区分「2 共同住宅等」の床面積は、共同住宅等の共用部分を評価しない方法による場合は、共用部分を除いた床面積をいいます。

※2 評価建築物とは、別に定める評価機関が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた建築物又は住宅品格法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた建築物をいいます。

※3 簡易評価建築物とは、住宅にあってはモデル住宅法、フロア入力法又は仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

2 算定事例

【事例1】

一戸建ての住宅（100㎡）の建築物のエネルギー消費性能基準適合認定を申請する場合（評価建築物又は簡易評価建築物（以下、評価建築物等）ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 38,760 \text{円}}$$

【事例2】

事務所併用住宅（住宅部分：160㎡、事務所部分50㎡）の建築物のエネルギー消費性能基準適合認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 38,760 \text{円} + 255,000 \text{円} = 293,760 \text{円}}$$

【事例3-1】

延べ面積 2,100㎡（住戸専用部分：1,900㎡、共用部分200㎡）のマンションの建築物のエネルギー消費性能基準適合認定を申請する場合（共用部分の評価をしない。評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 129,540 \text{円}}$$

【事例3-2】

延べ面積 2,100㎡（住戸専用部分：1,900㎡、共用部分200㎡）のマンションの建築物のエネルギー消費性能基準適合認定を申請する場合（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 219,300 \text{円}}$$

【事例4】

総住戸数 20戸、延べ面積1,850㎡（住戸専用部分：1,500㎡、共用部分：150㎡、1F店舗部分：200㎡）の店舗付きマンションの建築物のエネルギー消費性能基準適合認定を申請する場合（共用部分の評価をする。評価建築物ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 384,540 \text{円}}$$

（内訳）

$$\text{基本額} = 129,540 \text{円} + 255,000 \text{円} = 384,540 \text{円}$$

【事例5】

延べ面積 6,000㎡のホテルの建築物のエネルギー消費性能基準適合認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 724,200 \text{円}}$$